

高知県非住宅建築物木造化促進事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）第15条の規定に基づき、高知県非住宅建築物木造化促進事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

第2 事業計画の策定

補助事業者が事業を実施しようとするときは、別紙による高知県非住宅建築物木造化促進事業計画書（以下「事業計画書」という。）を知事に提出しなければならない。

第3 事業計画の決定

知事は、事業計画書の提出があった場合は、事業計画の審査を行うものとし、その結果を第2の規定により提出のあった補助事業者に通知するものとする。

第4 事業計画の変更

補助事業者の長は、県要綱第7条の規定による変更が生じた場合等、事業計画の内容に重要な変更が生じたときは、第2の規定による事業計画書を、高知県非住宅建築物木造化促進事業変更計画書（以下「変更計画書」という。）に読み替え提出するものとする。

2 変更事業計画の決定については、第3の規定に準ずるものとする。

第5 事業の経理

(1) 経理の独立

事業主体の長は、補助事業の経理を独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分することとし、補助事業の対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、補助金の対象事業費と明確に区分するものとする。

(2) 支払

事業費の支払は、支払請求等に基づき納品の状況又は事業の出来高を確認し、その都度行うものとし、領収書を徴収するものとする。

(3) 出納

金銭の出納は、原則として金融機関の貯金口座等を通じて行うものとする。

第6 検査

知事は、実績報告書に基づき各事業の完了検査を速やかに実施するものとする。

2 概算払請求があったときは、補助事業者へ補助金を支出後、1月以内に精算確認を行うものとする。

第7 著作権等

補助事業者は、知事に対し、補助事業の実施により得られた成果物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現することを許諾するものとする。

- 2 補助事業者は、知事に対し、成果物の内容を自由に公表することを許諾するものとする。
- 3 補助事業者は、第7の場合において、著作権法（昭和45年法律第48号）第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

第8 高知県環境不動産に係る上限加算額

高知県環境不動産の認定のための事前確認通知書に基づき、当該の上限加算額の交付を受けた建築物が、高知県環境不動産の認定に至らなかった場合、当該上限加算額を県に返還するものとする。

第9 県及びCLT建築推進協議会への協力

補助事業者は、県及びCLT建築推進協議会に対し、見学会等における場所の提供に協力するものとする。

第10 雑則

この要領に基づき知事に提出する書類は、高知県林業振興・環境部木材産業振興課に提出しなければならない。

- 2 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年３月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年３月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月２日から施行する。

(別紙)

年 月 日

高知県知事

様

補助事業者

住 所

氏 名

生年月日

高知県非住宅建築物木造化促進事業（変更）計画書

高知県非住宅建築物木造化促進事業実施要領第2（又は第4）の規定に基づき、事業（変更）計画書を提出します。

※ 別添の事業（変更）計画書及び添付資料を添えてください。

市 町 村 名	
作成申請年度	

年度

高知県非住宅建築物木造化促進事業 事業（変更）計画書

業区分1：CLT等先進的木造建築物の設計等

1 事業概要

施設名	(住所：)				
用 途					
構 造					
階 数					
延べ面積 (m ²)					
CLT又は木材 の使用量(m ³)					
CLTの使用部分					
施設の概要 (特徴、活用方法、 利用者数等)					
事業予定期間	基本設計： 年 月 ～ 年 月				
	実施設計： 年 月 ～ 年 月				
	建築工事： 年 月 ～ 年 月				
	利用開始： 年 月 ～				
上限加算の有無	有 (3者協定 高知県環境不動産) ・ 無				
事業費の負担区分 (単位：千円)	事業費 (消費税込)	補助対象額	県補助金	市町村	その他

2 添付資料

見積書その他事業費を確認することができる資料

事業区分２：非住宅木造建築物の設計等

1 事業概要

施設名	(住所：)				
用 途					
構 造					
階 数					
延べ面積 (m ²)					
木材の使用量 (m ³)					
施設の概要 (特徴、活用方法、利用者数等)					
該当条件	耐火構造・準耐火構造・延べ面積500m ² 以上 構造用として開発された製品 ()				
事業予定期間	基本設計： 年 月 ～ 年 月				
	実施設計： 年 月 ～ 年 月				
	建築工事： 年 月 ～ 年 月				
	利用開始： 年 月 ～				
上限加算の有無	有 (3者協定 高知県環境不動産) ・ 無				
事業費の負担区分 (単位：千円)	事業費 (消費税込)	補助対象額	県補助金	市町村	その他

2 添付資料

見積書その他事業費を確認することができる資料

事業区分3：非住宅建築物の木造化・木質化

事業区分4：軟弱地盤対策

1 事業概要

施設名（住所）				
用 途				
構 造				
階 数				
延べ面積（ m^2 ）				
木質化面積（ m^2 ）				
JAS構造材使用箇所、 使用量（ m^3 ）				
内外装材使用量（ m^3 ）				
プレカット加工費				
県産材使用量（ m^3 ） （※JAS構造材以外の県産材を含む）				
基礎丸太杭使用本数	本（ m杭 本、 m杭 本 ）			
整備内容 （目的、効果等）				
事業予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
上限加算の有無	有（ 3者協定 高知県環境不動産 ）・ 無			
事業費の負担区分 （単位：千円）	事業費 （消費税込）	補助対象事業費	県補助金	その他

2 添付資料

- ・設計書及び図面等整備内容が確認できる資料
- ・見積書その他事業費を確認することができる資料

（注）1 県産材使用量については、対象となる建築物（基礎丸太杭の木材使用量を除く）の木材使用量を記入してください。

2 基礎丸太杭使用本数は、規格毎の長さ、本数を括弧に記入してください。